

第3 議会権限等に関する調

1 専決処分の件数（表1）

平成16年の1年間で、議会に報告された専決処分（法179条）について、承認を求められた団体数は、1,528町村（全町村の94.7%）、その件数は10,555件（1町村当たり平均6.9件）であった。これらの専決処分を事件別にみると、予算が5,292件（50.1%）と最も多く、次いで条例3,534件（33.5%）となっており、これを合せると専決処分全体の83.6%を占めている。

専決処分の理由は町村長において「議会を招集する暇がないと認めるとき」を理由としているものが1,468議会とほとんどであり、また、99.9%の案件が承認されている。

表1 専決処分（法179）の件数（16.1.1～16.12.31）（68町村は集計対象外）

区分	総件数	事件別				承認別		理由別	
		条例	予算	契約	その他	承認	不承認	議会招集の暇がない	その他
該当団体数	1,528	1,385	1,303	79	369	1,526	6	1,468	71
件数	10,555	3,534	5,292	164	1,565	10,549	6	10,125	430
構成比(%)	100.0	33.5	50.1	1.5	14.8	99.9	0.1	95.9	4.1

2 条例・予算の修正・否決等の事例及びその他の事例（表2）

条例及び予算について修正又は否決した事例は、239議会（14.8%）において382件みられた。専決処分の不承認は、6議会（0.4%）、決算の不認定は、14議会（0.9%）であった。

次に、法第101条に基づき議員から臨時会の招集請求がされたのは、87議会（5.4%）となっている。法第98条第1項に基づく検閲・検査を行ったのは21議会、法第98条第2項に基づく監査請求は10議会、議会解散請求は7議会、議員解職請求は4議会、100条調査は31議会であった。

その他、公聴会を開催した議会は1議会（該当議会公述人数2人）、参考人として意見を聴いたのが109議会（該当1議会平均参考人人数3.9人）、直接請求事件（条例制定改廃等）が43議会、再議のあった議会は11議会、長の不信任議決があった議会は18議会、法第96条第2項に基づく条例制定のあった議会は7議会であった。

表2 条例・予算の修正・否決等の事例の該当議会数等（16.1.1～16.12.31）

区 分	事 例 別								
	条例・予算 の修正・否 決	専決処分 の不承認	決 算 の 不 認 定	議員請求 の臨時会	検閲・検査 (法98)	監査請求 (法98)	解散請求 (法76)	解職請求 (法80)	100条調査
該当団体数	239	6	14	87	21	10	7	4	31
件 数	382	6	14	122	27	11	7	4	33

区 分	事 例 別							
	公聴会	公述人 人数計 (平均)	参考人	参考人 人数計 (平均)	直接請求事件 (法74・86)	再議(法176・ 177)	長不信任議 決(法178)	法第96条 第2項に 基づく条例
該当団体数	1	2人	109	430人	43	11	18	7
件 数	1	(2.0人)	168	(3.9人)	45	14	19	10

(注)1 本表は、条例・予算の修正・否決等について、平成16年(1月～12月)の該当事例を調査したものである。

- 2 条例・予算の修正・否決は条例又は予算もしくはその両者を修正又は否決した事例である。
- 3 決算の不認定は、平成15年度の一般会計又は特別会計決算を不認定としたものである。
- 4 議員請求の臨時会は、法第101条に基づき議員の請求により招集された臨時会の事例である。
- 5 検閲・検査・監査請求・調査権は、法第98条に基づく検閲・検査及び監査委員に対する監査の請求並びに法第100条調査実施の事例である。
- 6 解散及び解職の請求は法第76条、法第80条に基づく事例である。
- 7 公聴会は、法第109条、法第110条に基づき、常任委員会又は特別委員会で開催した公聴会の事例である。
- 8 参考人は、参考人として委員会の審査又は調査のために委員会への出席を求めた事例である。
- 9 直接請求事件は、法第74条・86条に基づく条例の制定・改廃の直接請求事例。
- 10 再議は、法第176条及び第177条に基づき条例等の議決につき再議に付した事例である。
- 11 長に対する不信任議決は法第178条に基づく事例である。

「法」は地方自治法である。

3 休日・夜間の議会開催状況（表3）

住民の傍聴等の利便を考慮し、休日及び夜間に開催した事例は次のとおりである。

表3 休日・夜間議会開催の該当町村数等（16.1.1～16.12.31）（9町村は集計対象外）

年	区分	事 例 別					
		日 曜 日 ・ 休 日			夜 間		
		該当町村数	延日数	傍聴者数	該当町村数	延日数	傍聴者数
16年	本会議 (該当平均)	60	74 (1.2)	1,649 (27.5)	21	29 (1.4)	625 (29.8)
	委員会 (該当平均)	33	49 (1.5)	36 (1.1)	19	41 (2.2)	17 (0.9)
15年	本会議	104	147	2,963	30	47	1,075
	委員会	38	48	60	20	66	267

4 模擬議会開催状況（表4）

子供議会や女性議会などの模擬議会が最近活発に開催されている。

16年中において、模擬議会が開催された町村は、子供議会 177 町村（前年 251）、女性議会 27 町村（前年 40）である。また、その他の模擬議会として新成人や高校生を対象とした議会などいろいろな試みを行っている。

表4 模擬議会開催の該当町村数（16.1.1～16.12.31）（9町村は集計対象外）

年	区分	子供議会	女性議会	その他議会
16年	該当団体数	177	27	14
	開催日数	179	28	16
15年	該当団体数	251	40	18
	開催日数	255	43	29